

トピックス

外国制裁に対する中国のカウンターアクションと 日本企業のポジショニング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 中川裕茂

【本稿要旨】

- 中国は 2026 年、反外国制裁法や阻止弁法に基づく新たな対抗措置を本格運用し、米国の対中制裁に従うことを禁じる「商務部禁止令」を初めて発した。
- 司法部も EU の外国補助金規則に基づく調査手法を「不当な域外管轄」と認定し、執行や協力を禁止した。対抗措置は一段と強化されている。
- 日本企業は米国規制と中国法の板挟みに置かれるため、現場任せを避け、表現管理、契約条項の慎重運用、修正合意の模索が重要である。

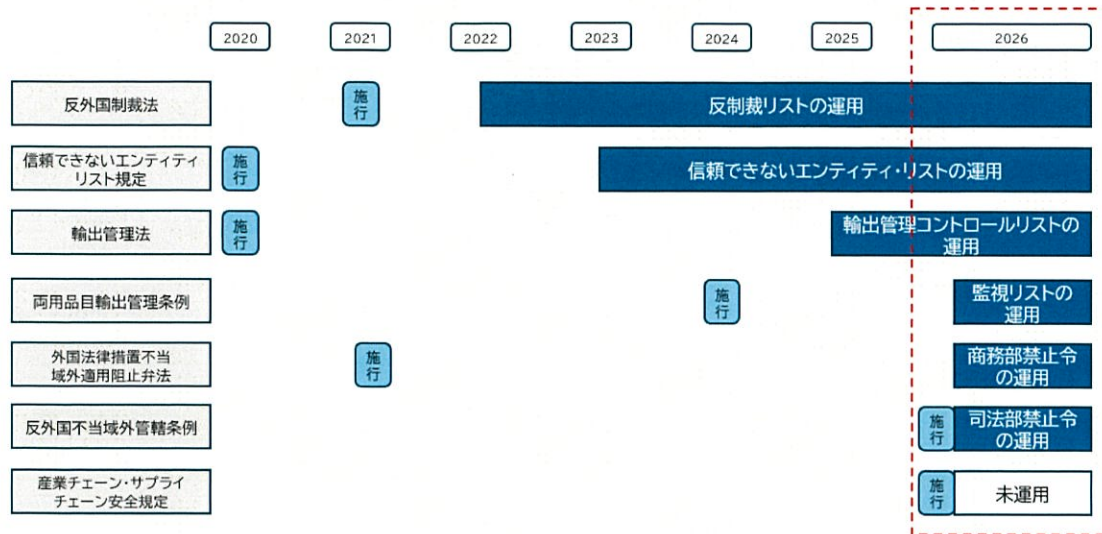
はじめに

中国は、2021 年の反外国制裁法の施行以来、特に米欧の対中国の各種制裁や措置に対して相次いで法的な対抗措置を講じてきた（図 1）。典型的な対抗措置は、反外国制裁法に基づく反制裁リスト（2022 年 12 月から 26 年 6 月 22 日までの間に合計 20 件の公告により 153 組織・個人を指定^{※1}）、輸出管理法に基づく輸出管理コントロールリスト（2025 年 1 月から 26 年 6 月 22 日までの間に合計 9 件の公告により 119 組織を指定）である。これらの対抗措置は、特定の外国企業をリストして中国企業との取引や中国からの輸出に制約を加えるものであり、特定の外国の制裁や措置に対応する形でのカウンターアクションではない。

一方、中国は最近になって特定の外国の制裁や措置に対応する形でのカウンターアクションを実行するフェーズに入ってきている。本稿では、特に 2026 年 4 月以降の動きとして、商務部や司法部による外国の措置に対する対抗措置を紹介したい。特に 2. にて述べる商務部による「禁止令」は今後の日本企業のポジショニングにとっても重要である。

^{※1} アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の統計による。公表事例のみで目視で計算したため、必ずしも網羅的ではない。輸出管理コントロールリストも同様。なお、リストの中には実行が停止され、又はリストから除外されたものも存在する。

図1：中国の対抗措置の近時の展開。2026年には多くの新規のツールの導入や運用が始まっている。



(注) 輸出管理コントロールリスト、監視リストは輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の双方に基づく。

1. 商務部が、恒力石化等中国企業5社を米国がSDNリストに掲載したことが「不当な域外適用措置」として、企業がOFAC規制を遵守することを禁止

(1) 商務部が出した禁止令とは

中国商務部は、2026年5月2日、「米国によるイラン産石油に関する中国企業5社への制裁措置に対する禁止令」（以下「本商務部禁止令」という。）を公布した^{※2}。

本商務部禁止令は、米国財務省外国資産管理局（OFAC）が直近1年程度の間にイラン取引に関連してSDNリストに掲載してきた中国企業である①恒力石化（大連）煉化有限公司（Hengli Petrochemical (Dalian) Refining & Chemical Co., Ltd.）、②山東寿光魯清石化有限公司（Shandong Shouguang Luqing Petrochemical Co., Ltd.）、③山東金誠石化集团有限公司（Shandong Jincheng Petrochemical Group Co., Ltd.）、④河北鑫海化工集团有限公司（Hebei Xinhai Chemical Group Co., Ltd.）、及び⑤山東勝星化工有限公司（Shandong Shengxing Chemical Co., Ltd.）に対する取引禁止などの制裁措置^{※3}を「承認してはならず、執行してはならず、遵守してはならない」ということを内容とする。この内、①の恒力石化（大連）煉化有限公司は2026年4月24日にSDNリストに掲載されたばかりの企業であり、禁止令公布の時点で取引関係が依然として存在していた日本企業

※2 「关于美国对5家中国企业实施涉伊朗石油制裁措施的阻断禁令（米国によるイラン産石油に関する中国企業5社への制裁措置に対する禁止令）」（商務部公告2026年第21号）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_0ff88c45f1974962a539775085014888.html

※3 イランに関連する2018年8月6日付け大統領令13846号（Executive Order 13846）や、2020年1月10日付け大統領令13902号（Executive Order 13902）を根拠とする制裁

も多い。

本商務部禁止令の主たる根拠法は「外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法」(2021年1月9日公布・施行、以下「阻止弁法」という。)である^{※4}。本商務部禁止令は、阻止弁法が公布・施行されて5年ものときを経て初めて出たものである。中国政府は、外国の法律及び措置につき不当な域外適用の状況が存在することを確認した場合には、上記のような「禁止令」を出すことができるとされている(同法7条1項)。かかる禁止令の適用対象は、中国企業や個人には限定されず、日本企業も適用される。違反した場合の効果としては、中国企業や個人は中国の裁判所で違反企業に対して損害賠償請求を求める訴訟を提起することができるとされており(同法9条)、違反した企業に対して制裁金を課すこともできるとされている(同法13条。但し、金額的な定めはない。)。また、禁止令の違反については阻止弁法以外の法令による効果も考えなければならず、違反企業が反外国制裁法に基づく制裁リスト、信頼できないエンティティ・リスト規定、輸出管理法等に基づくリストに入る可能性もある。

(2) 禁止令の目的と波及効果

禁止令の目的としては、外国政府の制裁に対抗するために、中国がその「不当」性を確認し、これに従ってはならないという禁止令を明示的に出すことによって、外国制裁の対象となっている中国企業との取引を取引相手(特に外国企業)に履行させ、これにより外国制裁の効果を減殺することにある。

OFAC 規制には二次制裁の制度があり、本来米国の管轄権が及ばない非米国人(日本企業を含む)による制裁対象者との直接・間接の取引についても規制対象とする。二次制裁に違反した場合には米国との取引から締め出される不利益、例えば米国の金融システムからの排除、米企業との取引禁止等の効果などがある。本商務部禁止令で対象とされているのは、イラン関係での SDN リストへの掲載企業であり、石油や石油化学系の中国企業 5 社に対する制裁に限定して禁止令を出している。

イラン戦争は、米国とイランが6月19日に署名した戦闘終結の14項目の覚書により、本稿執筆時点では一応の落ち着きを見せている^{※5}。しかし、SDN リストに掲載された中国企業は他にも多く存在する。これら中国企業に対する制裁についても同様に「不当」だという理屈となりうる。更には、中国企業には米国の EAR 規制でエンティティ・リストに掲載されている企業が多く存在するが、EAR 規制も再輸出規制等は典型的な域外適用法令であるため、同様に中国で禁止令が出る傾向となる可能性がある。

^{※4} 「阻断外国法律与措施不当域外适用办法(外国法律措施不当域外適用阻止弁法)」(商務部令 2021 年第 1 号)。詳細は、「中国の外国法律措置不当域外適用阻止弁法により高まる米中経済安全保障の法的リスク分析」(中川裕茂、安然)、国際商事法務 Vol. 49、No. 7、841 頁～848 頁を参照。

^{※5} OFAC は 6 月 22 日イラン原産の原油等の取引に米国人が関与することを一般に許可する一般許可 X を発行した(<https://ofac.treasury.gov/media/936206/download?inline>)。このため、中国企業 5 社との取引も米国規制上緩和されるものと思われるが、中国側は本稿執筆時点(6 月 22 日)では特段の反応はない。

なお、本稿は 2026 年 6 月 22 日の時点での情報によるものである。

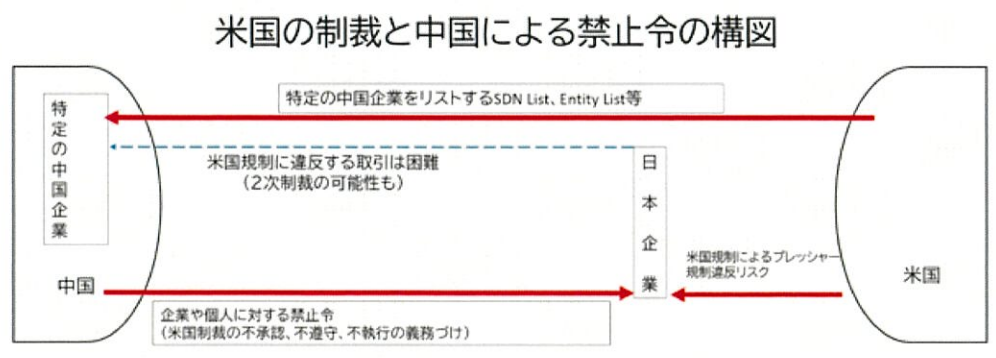
(3) 日本企業のポジショニング

商務部による禁止令が出た場合、対象中国企業と取引関係にある日本企業は米国法と中国法の明確な板挟み状態となり（図 2）、大変困る状況となる。これは正に禁止令の狙いどおり効果であるといえる。日本企業には OFAC 規制や EAR 規制に絶対に違反してはならない事情もある。一方で、商務部の禁止令に違反して、これを理由として制裁を受けた第一号になるのも避けたいという事情もある。

商務部の禁止令が出た場合、その時点で、対象となった中国企業との長期取引がある場合、受発注したばかりである場合、保守その他継続取引を行わざるを得ない場合、支払が残っている場合、ライセンス契約が存在し切るに切れない場合等、様々な状況がありうる。ポジションをどうとるのは難しい問題であるが、これまで企業に助言をしてきた経験から、次のことを指摘申し上げたい。

- ① 中国企業に対してどのような「表現」でアプローチするのは極めて重要であり、現場任せにするべきではなく、法務部門や経済安全保障部門がリードするべき。
- ② 契約において「経済安全保障条項」、すなわち相手方が経済制裁の対象となった場合に契約の解除や不可抗力による履行停止を可能とする条項がある場合であっても、安易にこれを利用しない。
- ③ 創造力を働かせ、中国企業との修正合意により解決する術がないか検討することも有益。

図 2：日本企業の板挟み状態の構図



2. 司法部が、EU が行う同方威視（NUCTEC）に対する EU 外国補助金規則に基づいて行う調査方法が「不当な域外管轄」に該当するものと認定し、かかる調査方法の執行や執行への協力を禁止

本商務部禁止令に続き、中国司法部は、5月15日、「EUの外国補助金調査の関連方法が不当な域外管轄を構成することに関する公告」（以下「本司法部禁止令」という。）を公布した^{※6}。本司法部禁止令は、EUが外国補助金規則（FSR^{※7}）に基づき行う同方威視（NUCTECH^{※8}、中国企業）に対する調査方法について、反外国不当域外管轄条例に基づき「不当な域外管轄措置」とであると認定し、あらゆる組織・個人（外国企業も含む）に対して同措置の実施やその協力を禁止した。

本司法部禁止令の主たる根拠法は「反外国不当域外管轄条例」（2026年4月7日公布・施行）である^{※9}。商務部による禁止令が前述のように法施行後5年を経て初めて発令されたのに対して、司法部による禁止令は法施行後1ヶ月強で発令された。このような流れは、外国の措置に対して、中国の政府が新たな方法で対抗する姿勢を明確にしたことを意味している。

EUは、FSRに基づき中国の補助金に対処するためEU域内での公共調達等に関して中国企業に対する調査を実施している。中国はこれに対して、2025年1月9日、EUによるFSRに基づく中国企業への調査が差別的であり、中国企業のEU市場への不当な参入障壁・制限であり、中国企業に損害をもたらすものと認定した^{※10}。本司法部禁止令はかかる流れで発令されたものであり、広範な中国企業に対する過度な中国国内情報に対する調査を牽制するものである。

日中が緊張関係にある状況下で懸念されるのは「反外国不当域外管轄条例」が運用段階に入った事実である。同条例では、「悪意のあるエンティティ・リスト」というこれまでの各種リストよりも一歩先に進んだ制度が導入された。同リストに掲載された場合には、外国籍従業員等の入国・滞在に対する制限、中国国内資産の差押え、データ・個人情報の移転禁止、中国企業との取引・輸出入活動の制限、中国への投資の制限、更には制裁金を課せらる。特徴的であるのは、「悪意のあるエンティティ・リスト」に掲載された組織・個人が「実質的に支配し、又は設立・運営に関与する組織」にも適用することができるこ

※6 「司法部关于欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖的公告（司法部のEUの外国補助金調査の関連方法が不当な域外管轄を構成することに関する公告）」（司法部公告 2026 年第 5 号）
https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxxgk/fdzdgnr/fdzdgnrtzjw/202605/t20260515_535049.html

※7 Foreign Subsidies Regulation. [Regulation \(EU\) 2022/2560 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on foreign subsidies distorting the internal market.](#)

※8 同方威視（NUCTECH）とは、X線や放射線イメージング技術より世界の空港や税関、駅などで使用される手荷物・人体のセキュリティスキャナーや貨物検査装置を提供する中国企業である。

※9 「外国不当域外管轄条例（外国不当域外管轄条例）」（國務院 2026 年第 835 号）
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202604/content_7065399.htm

※10 「商务部关于就欧盟依据《外国补贴条例》对中国企业调查中采取的相关做法进行贸易投资壁垒调查最终结论的公告（EUの「外国補助金規則」に基づく中国企業に対する調査での関連方法についての貿易投資障壁調査の最終結論に関する商務部公告）」（商務部公告 2025 年第 3 号）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_dc5084f489584f01b5e770cbb295c74a.html

ととされている点である（8条2項）。例えば、日本の本社がリストに掲載された場合には、その子会社にも効力が及びうる。このような効力の影響範囲の立て付けは、これまでの各種リストには存在せず、特徴的な新傾向である（今後、他の法令による各種リストにも同種の規定が盛り込まれ又は運用が開始する可能性がある）。同規定の運用として、個別の子会社等を名指しする想定であるのか、抽象的に「実質的に支配し、又は、設立・運営に関与する組織」とのみ定めるのかは不明であるが、後者だとすると、それが何を指すのか外縁は不透明となる。

3. おわりに

2026年には、日本への両用品目の輸出規制が導入され、日本企業40社がリストに掲載された。日中関係の好転の見通しが立たない中、日本企業やその中国現地法人はしばらく難しい舵取りを迫られる。その中でも強かに外国の様々な措置に対する対策を練り、ビジネスを守り、伸ばしていくことが求められる。

以上

Writer's Profile

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

700人以上の弁護士、国内外14拠点を有する日本における本格的国際法律事務所の草分け的法律事務所。中国に関しては1998年に北京オフィスを設置し、その後上海、香港にオフィスを開設。中国メインランドに関するM&A、不祥事対応、撤退業務、国際仲裁・訴訟、アンチダンピング調査等通商業務、経済安全保障関連業務、知財、独禁、労働関連の助言など総合的に取り扱う。



パートナー弁護士 中川 裕茂

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

クロスボーダーでの企業法務を幅広く取り扱っており、特に中国メインランド・台湾・香港その他アジア各国に関連する投資案件、経済安全保障分野（特に中国メインランド）、独禁法、企業不祥事対応、各種調査事案、内部通報対応、アンチダンピング等の通商問題、国際仲裁及び訴訟等の案件を取り扱う。2022年、日本経済新聞「企業法務税務・弁護士調査」中「総合ランキング（国際通商・経済安保分野）」において3位。2023年、同「企業が選ぶ弁護士ランキング（中国法務分野）」において2位、2024年、同「企業が選ぶ弁護士ランキング（国際通商・経済安保分野）」において3位。

✉ : hiroshige.nakagawa_grp@amt-law.com

☎ : 03-6775-1060